

2026年度 社会的養護施設対象 お菓子等支援助成 Q&A一覧

カテゴリ	質問 (Q)	回答 (A)
1. 応募資格・対象施設について	同一法人が複数の施設を運営している場合、それぞれで応募できますか？	【可能】 同一法人が複数の施設を運営している場合は、施設単位で応募が可能です。（可能な例：同一法人が運営する「乳児院」と「児童養護施設」のそれぞれから応募） 【ご注意】 地域小規模児童養護施設（グループホーム）および小規模グループケア（分園型）は、施設単位での個別応募はできません。本体（本園）が一括（合算）でご応募ください。
	通所施設や、現在入所者がいない施設も応募できますか？	【不可（対象外）】 応募時点で1名以上の「入所者」（通所者は除く）がいる施設が対象です。
	当財団が実施する他の助成事業に同時に応募（併用）することは可能ですか？	【可能】 当財団が実施する2026年度の他助成金と重複してご応募いただけます。
2. 助成内容・ポイント交換について	助成額（ポイント数）はどのように決まりますか？	【10,000pt～150,000ptの範囲】 応募状況や審査内容に応じて当財団にて決定・付与いたします。
	付与されたポイントは一度にすべて使い切る必要がありますか？	【いいえ（分割可能）】 交換期限内（2027年2月8日 13:00まで）であれば、複数回に分けて分割で商品と交換していただけます。
	交換した商品は、交換期限（2027年2月8日）を過ぎてから食べても問題ありませんか？	【問題ありません】 ポイントの「交換手続き」を2027年2月8日（月）13:00までに完了していただければ、商品の到着や飲食・配布が期限後になっても差し支えありません。
3. 利用・飲食について（対象者や場所）	交換したお菓子等は、通所者や来訪者、近隣の住民に配ってもよいですか？	【不可（対象外）】 本助成で交換した商品は、原則として「施設に入所している子どもたち」への提供に限られます。第三者への譲渡・売却も禁止されています。
	職員が子どもたちと一緒に食べることはできますか？	【条件付きで可能】 原則は子どもたちへの提供となりますが、施設内のお祝い事や催事等において、職員が子どもと同席と一緒に飲食する場合に限り、例外として職員分の提供・飲食も認められます。
	施設の外（遠足やイベントなど）でおやつとして食べてもよいですか？	【可能】 施設内での飲食に限らず、外出時や行事・イベント等、屋外でのおやつとしてご利用いただけます。
4. 配送・注文について	注文してからどのくらいで届きますか？	【通常約2週間】 通常、ご注文からお届けまで約2週間ほどかかります。なお、商品によっては日時指定ができない場合もございますので、余裕をもってご注文ください。
	ケーキ類をクリスマス前までに届けてほしい場合は、いつまでに注文すればよいですか？	【12月4日（金）まで】 12月23日（クリスマス前）までの到着をご希望の場合、12月4日（金）が最終注文日となります。
	商品の配送先を、施設以外の住所（イベント会場や職員の自宅など）に指定できますか？	【不可】 配送先は原則として「施設の所在地」のみとさせていただきます。
5. 申請・手続き・その他	申請完了メールが届かない場合はどうすればよいですか？	【再設定・再登録が必要】 メールが届かない場合、申請が正しく完了していない可能性があります。ドメイン指定受信（@qooker.jp）の設定をご確認の上、再度申請フォームよりご登録をお願いいたします。
	報告書はいつまでに、どのように提出すればよいですか？	【注文後1か月以内 / 最終期限: 2027年3月26日（金）13:00】 商品をご注文後、1か月以内（目安）にWeb上で報告書と写真2枚をご提出ください。